

# 兵庫県いじめ対策審議会傍聴規程

## 第1 趣旨

この要領は、兵庫県いじめ対策審議会運営規程（以下「規程」という。）第3条第2項に基づき、兵庫県いじめ対策審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2 傍聴人

傍聴人とは、会議を傍聴する者をいう。

## 第3 会議開催の公表

- (1) 会議の開催は、事前に公表するものとする。  
公表後に公表内容変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 公表内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

## 第4 会議非公開の決定

規程第3条第1項各号による会議の非公開については、会議において決するものとする。

## 第5 傍聴人の定員等

傍聴人の定員は、会長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

## 第6 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、開会時刻の15分前までに傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。
- (3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、開会時刻までに会議室に入場しなければならない。

## 第7 傍聴券の携帯

会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第1号）の交付を受け、これを携帯し、事務局職員の求めがあれば、これを提示しなければならない。

## 第8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

## 第9 撮影又は録音の許可

傍聴人は、会場において写真、テレビ等の撮影又は録音をしてはならない。

## 第10 報道関係者の取扱い

報道関係者による傍聴については、第5及び第6、第9の規定は適用しない。ただし、撮影については、会長の許可した範囲内において認める。

## 第11 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

## 第12 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長が退場を命じたとき。

## 附 則

この要領は、平成26年4月28日から施行する。